

令和
6
年度

年末年始の 交通事故防止運動

令和6年12月10日(火)～令和7年1月10日(金)



1. 夕暮れ時、夜間の交通事故防止
2. 自転車、特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
3. 飲酒運転の根絶



鹿児島県交通安全県民運動推進協議会
(事務局：鹿児島県男女共同参画局暮らし共生協働課内)



1 夕暮れ時、夜間の交通事故防止

年末年始は、夕暮れ時、夜間において重大事故に繋がるおそれのある交通事故が増加する傾向にあります。

車を運転する時は、早めにライトを点灯するとともに、対向車や先行車がない場合は、原則「上向きライト」で走りましょう。

また、外出する時は、明るい色の服装に夜光反射材を着用するとともに、道路を横断する時は、左右の安全確認を行いましょう。

サン 3 ライト運動

1. 夕暮れ時の早めのライト点灯
2. 原則「上向き」ライト点灯
3. トンネル内ライト点灯



2 自転車・特定小型原動機付自転車 利用時の乗車用ヘルメット着用と 交通ルール遵守の徹底

「かごしま自転車条例」では、自転車乗車用ヘルメットを着用する努力義務、保護者には、中学生以下の子に着用させる義務、高齢者の同居者等には、高齢者に着用の助言をする努力義務が規定されています。

また、道路交通法では自転車・特定小型原動機付自転車利用者のヘルメット着用が努力義務とされています。

自転車や特定小型原動機付自転車を利用する時は、万が一の交通事故で頭部を守るヘルメットを着用するとともに、交通ルールをしっかり守って安全な利用に努めましょう。



3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な犯罪です!! 二日酔い運転も絶対に許されません!!

県民一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持って、飲酒運転を根絶しましょう。

